

京都市告示第 368号

元離宮二条城条例施行規則第1条第2項の規定に基づき、次のとおり元離宮二条城の開城時間及び受付時間を一部変更します。

平成19年2月21日

京都市長 梶本 頼兼

1 日時

平成19年3月23日から4月15日まで

2 開城時間及び受付時間

開城時間に午後6時から午後9時30分までを、受付時間に午後6時から午後9時までを追加する。ただし、金曜日、土曜日及び日曜日については、開城時間を午後6時から午後10時までとし、受付時間を午後6時から午後9時30分までとする。

なお、二の丸御殿の受付時間については変更しない。

(元離宮二条城事務所)